

(意見書案第34号)

学校耐震化に関する意見書

学校施設の耐震化については、先の国会で地震防災対策特別措置法改正案が成立し、国の緊急措置が大幅に改善されたところである。

各地方自治体においても、積極的な取り組みが始まっているが、あわせて各地方自治体の厳しい財政状況の中で、苦慮している実態も事実である。

よって、政府においては、今回の緊急措置にあわせて、下記事項について対策を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 地震災害が続く中で、児童生徒の安全を確保するため、すべての公立学校の耐震化を実施するための所要の予算を確保すること。
- 2 地方自治体の財政状況などを勘案の上、時限措置の延長を検討すること。
- 3 補助率のかさ上げが行われたが、実際の工事単価との格差により自治体負担が増嵩している実態もみられるため、改築や新增築などに当たっても、補助単価の補正ルールなどの設定を行い、きめ細かな対策を講ずること。
- 4 耐震診断のみの実施についても国の補助導入を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月2日

釧路市議会

内閣総理大臣 }
文部科学大臣 } 宛